

## 裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成27年10月22日（木）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 根 本 渉（横浜地方裁判所第3刑事部部総括判事）

裁判官 横 井 靖 世（横浜地方裁判所第3刑事部判事）

検察官 亀卦川 健 一（横浜地方検察庁検察官）

弁護士 伊 東 克 宏（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 女性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 男性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 50代 男性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは、早速、意見交換会を始めさせていただきます。

まず、簡単に私の自己紹介からさせていただきます。私は第3刑事部におきまして裁判長を務めさせていただいております、裁判官の根本と申します。本日は司会進行役ということになりますので、皆さん、御協力のほどよろしく願いいたします。

私は、今年の1月から当庁第3刑事部で勤務させていただいております。

今回の意見交換会につきましては、裁判員経験者の皆様にいろいろ聞くことによりまして、裁判所を含め、検察庁、弁護士会の法曹三者が、今後、裁判員裁判をいかにより良くしていくのかということについて一つの参考に非常になるであろうということと同時に、裁判員を経験した方の率直な御意見、御感想、これを市民の方

にも広く知っていただくことで、裁判員裁判に対する市民の皆様の理解をさらに深めていただく、といったような期待もあるということになります。そういう意味で、今回の意見交換会というのは非常に意味があるものだというふうに考えております。

皆様、実際に担当されました事件からちょっと時間がたっているところもありますので、事件の詳細などについては、記憶がはっきりしていない部分も当然あるのかというふうには思いますが、今回、皆様をお願いしたいのは、事件の細かい点について何か議論するというよりは、裁判員裁判を実際に経験されて、法廷の審理に臨み、あるいは、実際に証拠を検討し話し合いをしていく、そういう中でこういう点が分かりにくかったとか、こういう点はよかったとか、あるいは、いろいろ考えていく上でこういうところがちょっと支障になってしまったとか、そういったようなところで印象に残っているところがありましたら、ぜひここで述べていただければというふうに思っております。

そういう意味では、正確性とか厳密性とかというのは余り求める必要はないかと思っておりますので、思われたところを率直にいろいろ述べていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、これは議事録を作成いたしまして裁判所のホームページにも載せたいというふうに考えております。そういう意味で、ここでの皆様の御発言というのは市民の皆様の裁判員裁判に対する理解の助けにもなるということにもなりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。また、ホームページに載せることについても御了解いただければというふうに思っております。

この会には検察官、弁護士、それから裁判官も参加者として加えております。まず、そちらの方々に自己紹介をしていただいて、その後に、裁判員の皆様の御紹介と、担当した事件の説明などを兼ねて事件のことをちょっと思い出していただきながら、皆様のまず全般的な御感想などを順番に伺っていきたいというふうに思っております。

まず、検察官、弁護士、裁判官の皆さんに順番に自己紹介をお願いしたいと思

ますが、とりあえず、亀卦川検察官からお願いいたします。

(検察官)

検察官の亀卦川でございます。本日はよろしくお願いいたします。

私は横浜地方検察庁の公判部の第3検察官室というところに所属しておりまして、今年の4月から主に裁判員裁判の立ち会いをさせていただいております。

私も検察官は、なるべく分かりやすい裁判員裁判、公判というのを心掛けているんですけども、評議に参加できるわけではございませんので、なかなか実際に我々の考えていることがひとりよがりではなかったかどうかということを検証する機会というのは、こういった裁判員経験者の皆様からお話をお聞きするぐらいしかないので、今日はぜひ皆さんの率直かつ貴重な御意見を賜ればというふうに考えております。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、伊東弁護士からお願いいたします。

(弁護士)

弁護士の伊東克宏と申します。横浜弁護士会では刑事弁護センター運営委員会というところに所属しております。

本日は充実した意見交換ができることを期待しております。どうぞよろしく願いします。

(司会者)

それでは、横井裁判官、どうぞ。

(裁判官)

私は刑事部に所属しております、裁判官の横井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私も今年の4月から、根本部長と一緒に裁判員裁判を担当させていただいております。今日は皆さんの御意見をいろいろ伺えたらと思います。どうぞよろしく願

いたします。

(司会者)

それでは、まず、裁判員経験者の皆様にそれぞれ御担当された事件を思い出してもらいながら、全般的な御意見、御感想というのを順番にお伺いしていきたくと思います。

その後に、手続の場面、場面ごとに御意見、御感想などありましたら、お伺いしたいというふうに思います。

一応、場面として考えておりますのは、まず最初に冒頭陳述といたしまして、最初に検察官、弁護人が事件の内容について説明をする場面、これについて皆さん、どんなふう感じられたのか、あるいは、聞いてどうだったのかといったようなところをまず御紹介していただければと思います。

2番目としましては、証拠を取り調べている場面というところで、証拠の取り調べ方について、聞いていてずっと入ってきたのか、あるいは何だか分からないな、といったことについてお伺いしたいと思います。

最後に、その証拠を取り調べた後にいろいろ話し合いをしていくこととなりますけれども、その中で皆さんが何か議論しにくいなとか、あるいは、事案の理解が難しいなとか、そういったようなところがなかったのかどうかと、そういったような場面、一応、三つの場面ですね。最初の部分と証拠を取り調べている部分と証拠を調べた後にいろいろ話し合ったり考えたりしていく場面と、そういう三つの場面に分けて、皆様の御意見、御感想をお伺いしていきたくというふうに考えております。

場面を分けるといいまでも、話が重複してしまうことはあるかと思いますがけれども、別に気にされる必要はありませんので、何でも構いませんから、気にされずにどんどんお話しいただければというふうに思います。

一応、証拠調べに関するあたりまでいきましたら、そのあたりで一度、法曹三者の皆様の御意見、御感想などもお伺いしながら進めていきたくというふうに思って

おりますので、よろしく願いいたします。

ということで、その場面、場面の前に、一応、全体的なところからお伺いしていきたいと思いますが、順番にお伺いしていきたいと思っております。

これからは、皆様については、こちらで勝手に番号を付けさせていただいておりますが、裁判員経験者の1番さん、2番さん、3番さん、4番さん、5番さん、6番さんということでお呼びさせていただきたいと思えますし、事件の内容に関してもできる限り固有名詞は使わないで、被害者であるとか被告人であるとか、そういう形でなるべく事件が特定されないような形で進めていただければというふうに思えます。

まず1番さんから伺いしていきたいと思えますが、1番さんの事件は殺人事件ということでありまして、交際相手の女性を、別れ話のもつれみたいなことでナイフで何回も突き刺して、最終的には殺害に至ったと、そういったような事案であります。公園の駐車場で何回も突き刺した後に、今度、自宅までその人を連れて行って、その自宅でとどめを刺したというあたりに特徴がある事件かなというふうに思えます。事件を思い出していただきながら、まず、この事件に関して裁判員を経験された全般的な御意見とか御感想とかがありましたらお願いしたいと思えますが、どうでしょうか。

(1番)

今、御紹介いただきましたとおり殺人及び銃砲刀剣類所持等取締法違反という内容の事案でした。審理は冒頭陳述の日から判決まで2週間掛けて行われまして、その間、いろいろな取り調べた証拠とか、いろいろな説明や陳述とかあったわけなんですけれども、期間的にはほぼぴったりかなという印象でした。それに、内容的にも自首が成立していて、殺意も本人が認めていたこともあり、量刑が主たる論点になっているというような内容でした。

全般的な印象としては、公判前整理資料は非常によくできているなという印象でして、ビジュアル的にも非常によく整理されていて、よかったかと思っております。

(司会者)

ありがとうございました。

続きまして2番さんにお伺いいたします。2番さんに御担当いただきましたのは殺人未遂事件ということで、これは、1歳ぐらいの長男を包丁で刺して殺害しようとしたけれども、結果的にはけがをさせたというだけにとどまったというような事案であります。余り普段は耳慣れないような名前の精神障害があったということで、検察官もこれは心神耗弱という状態であるという前提で起訴をされたと、そういったような事件だったかなというふうに思いますが、まず、裁判員を経験されて全般的な御印象、御感想などありましたら、お願いいたします。

(2番)

感想としては、最初は、どういう事件なのかとか、そこに対して不安だったり心配だったり、後々トラウマに自分になったりしないのかとか、そういうような心配があったんですけども、実際には殺人未遂ということで、今、お話にあったとおりなんですが、その現場の写真を見たり、その証拠物も見たりというところも含めて、最終的に自分の中で何かトラウマになってしまったということはなく、もともと持っていた心配や不安ということも、その裁判中も含めて今でも、特にそういったものも何もなく、非常に終始分かりやすい説明もいただいていたというところと、あとは、休憩時間とか審理の時間も含めて、裁判員のもとに立ったような丁寧な御説明や環境の配慮もきちんとしていただけたというところがあり、最後まで安心して務めることができたというのが全般的な感想です。

(司会者)

ありがとうございました。

続きまして3番さんをお願いいたします。3番さんが担当されました事件というのが殺人と銃刀法違反ということで、こちらは、自分の実の父親を散弾銃で射殺したという、そういったような事案だったと思いますが、この被告人と被害者であるお父さんとの関係性といいますか、その辺がちょっと特殊なところがあって、動機

の理解であるとか、そういったようなものについてもいろいろ苦勞された点があったのかなど、そういったような事件だったと思いますけれども、全般的に裁判員を経験された上での御感想、御意見などありましたらお願いいたします。

(3番)

先ほど内容があったように、被告人は罪を認めているので、量刑をどうするかというところなんですけれども、裁判中の検察官とか弁護士の証拠だったり、伝えたいことという部分での資料はすごく分かりやすく、本当に双方真逆なことをもちろん言っているんですけれども、言いたいことは分かりました。ただ、それをどういうふうに考慮して量刑を決めるかというところで、その部分の評議がやっぱり多かったと思います。

父親が息子に対しての虐待があったというところで、弁護人側からの主張は、その虐待が余りにもひどくて、もう本人が殺人しか選択できないぐらいのひどい状況だったというところを伝えていて。一方、検察官のほうは、虐待といっても、具体的に例とかも挙げながら、そこまで選択するに至らないのではないとか、周りの家族とかそういったことで防げたんじゃないとか。あとは、前もって棺桶を用意したりとか、そういった計画性の部分でかなり悪質だということを出してきてというところで。評議の中では、やっぱりすごく説明が分かりやすかったのと、皆さん、変に感情的になって突っ走るような方もいらっしやらなかったのも、意見としては言いやすかったなというふうに思います。

あとは、ある別の人物の関係性がちょっと曖昧になっていて、その方との関係性がもう少し裁判でわかればとか、いろんな意味で後味は悪い事件だったのかなとは思っています。

ただ、裁判員をやった経験とか、そこでいろいろと知らない世界を知ることができたというところでの経験はとても貴重だったと思いますし、また何か機会があればやってみたいなとは思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

後味が悪いと言いつつ、またやってみたいと言っていたら、非常にありがたい話でありますけれどもね。

それでは、続きまして4番さん、お願いしたいと思いますが、4番さんが担当されました事件というのは、強制わいせつ致傷と強制わいせつということで、全体で5件もやっている事件ということで、いろいろたくさんあって大変な面もあったかと思っておりますけれども、まず、裁判員を経験されての全般的な御意見、御感想がありましたらお願いしたいと思います。

(4番)

私のケースは今おっしゃったように、強制わいせつ致傷と強制わいせつで、常習性があって起訴されているだけでも5件ありましたと。5件とも強姦まで行く、チャンスと言ったらおかしいですけども、状況はあったにもかかわらず、途中でやめて逃げているというケースが全部でした。この内容から、最後に裁判官の方と一緒に、事案を整理して、最終的に懲役何年というのを決めたんですが、全体的なプロセスというのはすごいクリアでした。非常に分かりやすかったです。

裁判を終えて、私が思ったのは、ちょっと今回の趣旨には合わない意見だとは思いますが、そもそも裁判員制度っていうのは必要なのかというのは思いました。

というのは、大体一般の方々が参加すると、被告人に対して悪いっていうイメージを持っていて。それまで百戦錬磨というか、いろんなケースを見てきている裁判官の方が、最終的に合った結果、懲役とかを選ぶのであれば、私はちょっと裁判員制度は必要なのかと。もし、そういった裁判員制度にかかるコスト、お金ですとか時間、あとは人、そういうのを掛けるのであれば、そういったコストをもっと事前防止のほうに、私は国が費やすべきだなと思いました。貧困ですとか、教育ですとか、警察、警備ですね。私がニュースで普通に知っている中でも、SOSは出されている、特に警察に直接出されているのに、結局、結果的に例えば事件が起こってしまった。ある程度まで行かないと警察は動かないということであれば、とにかく

事前に防ぐ、改めて機関をつくるでもいいですし、そういった方向にコストを掛けるべきだなんていうのが、ちょっと今回の趣旨とは外れているかもしれませんが、今、終わった後に思ってはきていますね。

(司会者)

ありがとうございました。貴重な御意見をありがとうございます。

これは重要な問題提起も含まれていると思いますので、また、時間がありましたら、ちょっとその辺の話も皆さんで意見交換できたらと思っております。

続きまして5番さん、お願いいたします。5番さんに担当していただきました事件というのは傷害致死の事件ということで、暴力を振るっているのを止めに入った被告人と、その止められた人の間でけんかみたいになって、最終的に被告人が被害者に暴力を振るって死亡させるに至ったと、そういったような事件であります。これが正当防衛であったのかと、そういったようなことが問題となった事件ということで、いろいろ法律的にも難しい問題を含んでいたのかなと思います。まずは全般的に裁判員を経験されての御意見、御感想ありましたらお願いしたいと思います。

(5番)

この事件は期間は2週間あって、その中で8日、私も対応したということです。私、会社員なんですけれども、やっぱりこのぐらいが限度かなという、終わってみたらそういう感想がございまして。8日間ぐらいが、対応する期間としてはそのくらいかなと思えました。

内容は、正当防衛かどうかということで、もう犯人ははっきりしていますので、殴ってしまって打ちどころが悪くて死亡してしまったということなんですけれども、なぜ殴ってしまったのかっていうようなところをずっと議論していて、証人とかの話も聞きながらやっていましたね。どちらから、どの手から殴ったんだとか、まず殴る前に何したんだとか、多分そんなこと覚えていないんじゃないかなというように聞きながらやっていましたので、大変だなというふうには思ったんですが、後々、この判決を決める時には、やっぱりそういった言葉が大事になってくるんだ

なというふうにも感じました。

あとは、結局、やっぱり難しかったのは、先ほどもありましたけれども、量刑ですね。量刑は、これは本当に素人ではどうしようもないというか、判断できないところだと思ったのはその感想ですね。それまでは活発な意見が出て、スムーズに行ったんですけども、量刑の時にやっぱり意見を求められるんですけども、何年とか執行猶予とか、そういうことをまずは言わなきゃいけないんでしょうけれども、すごく悩みましたね。結局は決まったんですが、ちょっとそこがすごく難しいなというのが感想でした。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、最後に6番さんをお願いいたします。6番さんが担当されましたのは殺人未遂事件ということで、これはもともとの勤務先の社長さんを訪ねて行って、ペティナイフで突き刺して殺害しようとしたけれども、未遂に終わったと、そういったような事件だったと思いますが、まず裁判員を経験されての全体的な御感想、御意見がありましたら、お願いいたします。

(6番)

まず、裁判員裁判というのが、どういう事件に当たるのかなって誰も分かってなくて、予備知識もなかったもんですから、自分の職業なんかに近いような事件を選択されているのかなとかいうことも考えつつ行ったら、重い事件から入るんだということを聞きまして、そういうことなのかというところで、まず、ちょっと驚きがありまして、裁判員裁判というのがそういうものなんだということが、一般的にどの程度まで浸透しているのかっていうのがちょっと分からないんですけども、私は全然予備知識がなくて臨んでしまいました。

実際、こちらの裁判所に来て、裁判官の方だとか検察官の方の説明だとかも非常に分かりやすく、素人に対して気を遣っていただいているなという感じはもう本当にありありと分かりまして、こちらも好きなこと、思ったことを全て述べるのが

できました。実際、法廷でも質問できましたし、最終的な裁判長の判決文のところでも、ちょっと言いたいことはこちらもお願いして、表現はある程度ちょっとやりわりの表現に変えてもらいましたけれども、裁判長が最後に判決を言った時に、被告人もしっかりうなずいていた。私が言ったポイントのところでしたっきりうなずいていたっていうのが、すごく今でも記憶に残っていますね。そういう意味で、非常に今回の経験はよかったなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

今の最後に言ってもらったというのは、判決の言い渡しの後に、裁判長が被告人に対して説諭といいますか、訓戒を述べる際に、こういうことを言ってくださいということ言ってもらったということですかね。

(6番)

いえ、判決文ですね。

(司会者)

中でということですかね。

(6番)

ええ、そうですね。

(司会者)

こういうことはぜひ判決の中に取り入れてくれと。

(6番)

このポイントはぜひともちょっと、という部分があったので。

(司会者)

ありがとうございました。

今、皆様から一通り全体的な御意見、御感想ということで述べていただきましたけれども、大体皆様のお話としては、一応、裁判自体については、いろんな説明も含めてある程度理解はできたと、分かりやすいというお話が多かったのかなという

ふうに思いますが、一方で、若干後味が悪かったといったような御意見であるとか、あるいは、そもそもこれは、裁判員裁判にお金を掛けて集めてやる必要があるのか疑問に思ったといったような御意見も出てきたということになります。確かに裁判員裁判というのは非常にお金の掛かっている新しい制度ということになりますので、そういう手間暇掛けて、お金を掛けてやる意味があるのかと、根源的な疑問を呈されたことでもありますけれども、この辺について、ほかの裁判員経験者の皆様から、特に何か、実際にやられてみて、この辺は、やっぱりやってよかったとか、あるいは、やっぱり要らないんじゃないのみたいな意見とかが、何かありましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたでも。

(1番)

私は、この裁判員制度には賛成です。その理由は、やはり裁判というものの自体を知る権利があると思うからです。裁判自体を傍聴することは確かにできるんですけども、その裁判の判決が出るまでの裏側にはどんなことが起きているのかというのは、普段知ることができないんですね。だから、そういったものを知ることというのは、社会人として非常に多くの経験や教訓をもたらすと私は思います。

それから、確かに、先ほど御指摘があったようなコストの問題というのはあると思います。今回の事前整理資料を見るだけでも、これを整理するのにどれだけ時間を要したんだろうかと。またいろいろ、私の場合は殺人事件で、複数回、刺された跡がありますので、それをビジュアル化させるためにわざわざ手書きの絵まで用意していただいたり。それから、お互いの交際時点で、お互いの関係がどういう関係だったのかっていうことを理解してもらうために、わざわざ、たしかLINEのやりとりをもとに、男性の検察の方と女性の検察の方がロールプレイングまでしていただいたんですね。それによって非常にその当時のお互いの付き合いの深さとか、お互いどういう心情を持っていたのかってことがすごく理解できて、ということまで含めると、そのためにどれだけ練習を重ねたのかとか、本当に時間とかコストとかっていう面では確かに大変なことだと思います。

ただ、こういった裁判において、人一人の人生を決める決断を出すってということにかかわるといことは非常に重要な意義があると思いますし、また、それを単に司法の方だけにお任せするのではなくて、社会全体の問題として国民一人一人がそれをしっかり認識するいい機会になるんじゃないかなと、私は思います。

その意味において、裁判員制度というのは大変意義があるというふうに思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

裁判自体を知るといことが、ひとつ市民の皆さんに知っていただくことによって、市民の皆さんの経験値も上がるということになりますし、さらにそれによって、裁判に対する信頼みたいなものもさらに強めていただけるようなことになるのかなといったようなことと、裁判自体のためには、やっぱり裁判の充実のためにある程度コストが掛かるということは、それはしょうがないというか、必要なことなんだろうとか、そういったような御趣旨だったかなというふうに思います。

ほかに、実際やってみて、裁判員裁判の制度、意義といいますか、やって、これは意味があるなと思われた、あるいは。

(6番)

ちょっといいですか。

(司会者)

6番さん、どうぞ。

(6番)

まず、選任のところからですけども、無作為に選出しているといっているんですけども、私のこの裁判員の中では、意外といろんな職業、実際に聞いたわけじゃないですけども、見た目からいっても、もう定年されている方もいらっしゃるし、あと若い方もいらっしゃるし、スポーツマンだったりとか、いろいろな職業の方がいらっしゃる中で、無作為に本当に選んだのかなっていうぐらいバランスがと

れているといえますか。だから、いろんな立場からやっぱり意見が出る場所をつくるっていうのが非常に大事だなと。本当にこれ、無作為でいいのかなっていうのが逆に思っていて、いろんな、この事件に関してはこういった部分の方を呼んだほうがいいんじゃないかというところまで踏み込んでやっていただけるというほうが、すごく有意義な裁判員裁判になるんじゃないかなと実は思ひまして、その辺はどうかっていうのをちょっと感じています。

(司会者)

いろんな市民の方が入ってきてもらうとか、そこに意味があるんじゃないかということですかね。

(6番)

そうですね。だから、皆さんの意見を聞いていても私とは全く違って、こういう考えがあるのかなというふうなことも述べられている方もいらっしゃいますし、それだけでも非常に意味があるかなと思います。

(司会者)

この裁判員の選び方自体につきましては、法律で、無作為に抽選で選びなさいということになっておりますので、法律がそうなっている以上そうせざるを得ないということですね。逆に、結構バランスが良すぎて、これは本当に無作為なんですかみたいな、かえって疑問を抱かれたりとか。あるいは、場合によっては男性が多かったり、女性が多かったりと。実際、これはあり得るにはあり得る話になりますので。無作為であるばかりにたまたまそうなってしまうと、そういったようなことになるんですが。これは、無作為で選ぶようなこういう裁判員裁判をたくさんやることによって、全体としてバランスがとれるんでしょうというような発想に基づいているんだろうと思うんですね。

6番さんの言われるような、きちんとバランスとったほうがいいんじゃないかという考え方もあるとは思いますが、ただ、それをやって、作為的にそれを始めますと、じゃ、この事件でどういう人を集めたらいいのかとか、あるいは、例えば男

女半々にしたら、それはバランスとれていると言えるのかとか、それ自体についていろいろ価値判断が入ってきてしまうというようなことになると、そういう裁判体を構成するためにすごい手間暇を掛けなきゃならないというようなことにもなってしまいますので、これはもう抽選という神の意志に任せてしまったほうがいいんじゃないかというのが、今の制度はそれをとっているということになっていると思います。

裁判員制度自体について、結構根源的な疑問といいますか、問題提起がされたりもして、やはり意義があるんだというようなお考えも今いただいたことになりませうけれども、法曹、法律家として裁判員制度をどう評価しているのかといったようなところがありましたら、横井さんなんか、いかがでしょうか。

(裁判官)

なかなか難しい問題かとは思いますが、うちの部で裁判員をされた方も4番さんと同じようなことをおっしゃっていらっしゃる方がいらっしゃいまして、結局、やっぱり今までの従前のことで、これぐらいの量刑だったからこれぐらいですって説明を受けてしまうと、結局、自分たちが何でいるのかっていうことをおっしゃられる方もいて、恐らくそういうことをおっしゃっていらっしゃったんですよ、4番さんのお話でも。

(4番)

そうですね。1番の方も指摘されたように、私、裁判員になって、いい経験にはなったんですね。それが、本当にすぐ思いました。ただ、いい経験になったのは少なくとも私であって、私個人、もしくはほかの方々が裁判員に参加できたと、市民の方も参加するっていうのは非常にいいことだと思います。ただ、それによって、じゃ、犯罪を少なくできるかというよりは、やはり参加した人が主語なんですね。よかった。参加できていいことだと。それに対しては私もそう思うんですけれども、裁判員制度はあっていいと思います。悪い制度だと思わないんです。ただ、そこに掛かる膨大なコストをもし今、足りないであろう部分にシフトできるのであれば、

未然に防ぐことができる部分にシフトすることができるのであれば、もともと裁判もやる必要もないですし、被害も被害者もなく済みますから、私はそっちのほうがいいと思いました。ちょっとやっぱりまだ足りないと思います。これだけ事件が多くなってしまっていますし、未然に防げる資源というのは、まだたくさん、私がニュースを見て、新聞を見ているだけでもたくさんあるので、その余地がまだあると。そこに、足りないんだったら、そこにシフトできるんじゃないかなと思ったんです。

裁判員制度に関しては、アメリカなんかも相当前からやられて。アメリカがいいから日本はいいっていうわけではないとは思いますが、非常にいいことだとは思いますが、優先順位という点ですね。

(裁判官)

アメリカの陪審制は、裁判官と完全に陪審員12人を分けてやっているということで、裁判官は基本的に陪審員の判断にはタッチしないと。ただ、アドバイスを求められた時だけアドバイスを返すという制度になっているんですけれども、日本の場合は一緒に評議するというので、裁判員の皆さんとお話しすることで、我々、職業裁判官のほうも、「あ、そういうふうの評価するんだ。」ということで、かなりこちらも勉強になることが多くありまして、我々、裁判員裁判以外にも裁判官裁判というんですかね、一人で判断したりですとか、3人の裁判官で判断したりするものですから、そういうところでも、やっぱり皆さんとお話しさせていただいた経験というのが我々にも生きてくるということもあります。そうすると、やっぱりそういう形で事件に還元されているというところもある。そういう意味では、裁判員裁判は我々も勉強になるということで、意味があるのかなというふうに私個人は思っていたところではあるんです。

確かに4番さんがおっしゃっているとおり、コストでほかのところっていうのも、なるほどなとは思いますが、裁判員経験者の方だけでとどまる問題でなく、我々、職業裁判官のほうにも還元されておりますし、当然、検察官や弁護人

たち、経験された方にも、裁判員裁判を経ることによって、恐らくそれぞれの考え方っていうのは影響を与えているんじゃないかなっていうふうに私のほうは思っております、そういう意味では、4番さんがおっしゃるよりもうちょっと意味はあるのかなというふうに私のほうは考えているところではあるんですけども。

(司会者)

法律家の意見をもうちょっと聞きましょうか。

亀卦川検察官いかがですか。

(検察官)

ちょっと話がかわるかもしれないんですけども、今、我々は非常に証拠を分かりやすくということで、先ほどもございましたけれども、ビジュアル化だとか、あるいは写真を図表に落としたりだとか、相当な手間を掛けていることは事実です。その意味では、確かに4番さんが言われたように、相当コストが掛かっているなどというのはそのとおりなんです、それ以上に、逆に裁判員の皆さんにお聞きしたかったのは、そういうふうに検察官や弁護士、あるいは、検察官と弁護士はある程度証拠を、例えば、証拠が百あるとしたら百を、お互い証拠開示制度もありますので、見た上で、それを圧縮した形で分かりやすく、簡単に言えば要旨、薄くしているんですけども、実際、評議等をされている中で、何か証拠が薄いなど、本当はもっと見たかったのにとか、先ほど3番さんもちょっと言われていたと思うんですけども、いわゆるこういうあたりの証拠がもっと欲しい、逆に言えば、この程度の証拠で人を裁いていいのだろうかとか、そういう疑問っていうのは感じられたり、持たれたりするものなんでしょうか。それとも、少なくとも、やられた裁判員の評議の中では、もう十分に検察官の出している証拠というのは分かりやすかったし、量的にも特に疑問を感じなかったということなのか。ちょっと逆に質問のような形になってしまったんですが。

(司会者)

証拠のほうでは、また後から意見をお伺いしたいと思います。

伊東弁護士，いかがですか。

(弁護士)

裁判員裁判が導入される前に，日弁連の研究旅行というのでイタリアに研修に行かせていただいたことがあるんですけども，まさに裁判員制度の導入趣旨というのは，1番さんがおっしゃったように，一言で言ったら国民の司法参加，これしかないわけで。イタリアに行かせていただいた時に，いろいろ市民の人たちに取材するような場面があって，イタリアも参審制なんですけれども，参審員として参加された方に日本はまだ導入前でしたので大変じゃないんですかって聞くと，当たり前ですっていう話を皆さんするんですね。だから，ヨーロッパなんかだと，もう司法参加するのが当たり前っていうような状況が既につくられてきていて，日本の場合はようやく裁判員制度が導入されて，初めて国民が司法参加する事態になったというところで，まだ産声を上げたばかりというところで，1番さんのような，もう教科書どおりの裁判員制度の意義の説明ができる方がいたり，4番の方のようにそれに対して幾ばくかの疑問を呈されるような方がいたり，そういう議論ができることになったということ自体が，私としては非常に見ていて画期的だなというふうに思っているところです。

確かに制度論でいうと，今の日本の裁判員制度がベストかといったら，それはいろいろな制度があって，この制度だって当然，デメリットやメリットがいろいろあって。当初，議論になったのが，対象事件を重大犯罪にするのか，あるいは全部入れるのかとか，あと，裁判員と裁判官の数を6対3でいいのかどうかって，膨大な議論がここでも積み重ねられていましたし。例えば，イタリアなんかだと，裁判員に当たる方々は任期制で何か月間だし，日本の場合は事件ごと。これもまた特殊なんですよね。それから，評議するのも，事実認定だけを評議するのか，あるいは事実認定と量刑も両方評議するのか，この辺はいろんな制度の選択肢がある中で，こういう制度になっているというところで，裁判員法自体が見直し，3年の見直しももう来ちゃったんですけども，見直しを前提とする制度なわけで，当然，その

対象事件をもうちょっと減らしたほうがいいんじゃないのかとか、増やしたらいいんじゃないのかとか、いろんな議論があってしかるべきなんだと思いますので、ぜひこういう場で、いろんな意見を裁判所で吸収していただくというのはすごく意義があるというふうに思って聞いておりました。

(司会者)

ありがとうございました。

この制度論については、いろいろまた今後とも議論していかなきゃいけないことだなとは思いますが、私なんかは思いますのには、やっぱり裁判の中に直接市民の皆さんが入ってもらうというのは、まさに先ほど伊東弁護士が言われていたんですけども、画期的な話でありまして、こういう制度自体はやっぱり伸ばして大切に育てていきたいというふうに考えておりますね。

確かに、そのための費用というのは当然掛かることにはなりますけれども、国全体の予算から行きましたら、裁判所の予算なんていうのは非常に微々たるものでありまして、それが負担できないほど、日本が幾ら財政的に難しい状況にあるとはいえ、そこまで落ちぶれてはいないだろうというふうに信じておりますけれどもね。

4番さんが言われるように、いろいろ犯罪の防止であるとか、あるいは、そういう貧困対策であるとか、教育の問題であるとか、当然、そういうところに施策は重点を置いてやっていくべきであるというのには、まさにそのとおりであるというふうに思いますが、それを裁判員裁判の予算を削ってやるということまで考える必要はないのではないかというのが、私の印象ですけれども。

この問題だけやっていると、せっかく皆様に裁判員裁判についての具体的な御意見、御感想ということでお集まりになっていただきましたところその時間がなくなってしまいますので、ちょっと先に進ませてもらいたいというふうに思います。

一応、今、全般的な御感想ということで伺いましたが、今度はちょっと手続の中身に入っていきますね。その場面、場面においてどうであったのか、あるいは、当事者の活動をどんなふうに思われたのかといったようなことについて、ちょっと御

意見、御感想をお伺いしていきたいというふうに思います。

先ほども申しましたけれども、一応、場面としては、法廷での審理が始まりまして一番最初の部分で、検察官、弁護人が冒頭陳述ということで事件についての説明、あるいは、これからの審理でどういうところに注目してもらいたいとか、あるいは、どういうところが問題になるのかといったようなことについて、最初に説明がされますけれども、それを聞いて、この裁判はこういうものなんだ、ここが問題なんだと、こういうところを気を付けなければいいんだといったようなことが、ずっと入ってきたのか。あるいは、何かよく分からないうちに手続だけが流れていったみたいな話になったのか。あるいは、また別な御感想なのか。ちょっとその辺のところをお伺いしたいというふうに思います。

また順番にお伺いしていきたいと思いますが、1番さんからお願いできればと思います。

1番さんの事件につきましては、事件に何か争いがあったというわけではないということで、主に刑ですね。量刑をどうするのか、あるいは、そういう刑を決めるべき事情をどう評価するのかと、そういったようなことなどが主に問題となった事件だと思うんですけども、そのこと自体が、最初の冒頭陳述という、一番最初の説明の段階ですっと頭に入ってきたのか、あるいは、何やっているか分からんみたいなところがあったのかと、その辺はいかがでしょうかね。

(1番)

この点に関しましては、本件は非常にシンプルな事案だったというふうに理解しております。恋愛のもつれによる殺人ということで、内容的には非常に理解しやすかったということもありますし、あと、最初に自首が成立しているところとか、そういったこともあったので、最初に始まった段階で、これはもう量刑が焦点だなどということは、自分は理解しました。

(司会者)

実際に、その説明する時はこういうところがよかったとか、こういうところが分

かりにくかったとか、特に印象に残っていなければいいんですけれども、何かありましたら、それも。

(1番)

冒頭陳述の中での話ですね。その前の裁判長の御説明じゃなくてですね。

(司会者)

それも含めてでも構いませんけれども。

(1番)

もちろん冒頭陳述と裁判中の言葉遣いというのは、ある意味、硬いというか、中には聞き慣れない表現等もあったので、そこはちょっと若干違和感がないことはないですけれども、その前に、裁判長のほうから今回のいろんな全体概要とかという御説明とかが裁判員に、事前の準備の段階で御説明をいただいていたこともあったので、その辺が非常に理解しやすかったのかなと。自分のことではないですけれども、同じ、当時いたほかの裁判員の中には女性とか年配の方もいらっしゃって、中にはこういった硬い表現について分かりにくいということをおっしゃっていた方もいたんですけれども、それでもみんな一様に「今回ののは、難しくなくてよかったね。」みたいなことをおっしゃっていたので、多分みんなちゃんと理解できていたんじゃないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

続けて2番さんにお伺いしたいと思いますが、2番さんの事件はその責任能力云々とかという話が最初から出てきた冒頭陳述だったろうかと思いますが、聞いていてずっと入ってきたのか、あるいは何か問題があったのかとか、その辺はいかがでしょうか。

(2番)

そうですね。被告人にどれだけの刑を与えるかというところが論点だったというところが、最初に冒頭陳述に入る前に、説明をしていただいている中でも、自分の

中でもそういうイメージを持って参加ができましたので、分かりにくいところはあったかどうかという点、全くなかったですね。非常に分かりやすかったというふうに思っています。

何よりも、先ほどもちょっとお伝えしましたが、検察官と弁護人の方のプレゼンテーションというんでしょうか、すごく可視化もされて聞き取りやすく、我々に分かるような言葉を使っていただきながら説明をいただいたという印象があったので、とてもそこは分かりやすかったです。

(司会者)

言葉の説明自体は、何か事前にあったんですか。

(2番)

こういう事件ですっていうところは、何か話は聞いていたような、自分の中ではイメージはあったんですけども。裁判長とかからはそういうのはなかったですかね。イメージで入ったので。最初の、その前日にある選任手続のところですね。こんな事件を皆さん、担当いただくというような話をいただいた中で、何となくイメージができていたっていう感じですかね。

(司会者)

資料にある冒頭陳述のメモを見ますと、責任能力だとか心神耗弱であるとか喪失であるとか、そんな言葉が出てきていたみたいですけども、それ自体にはそう違和感はなかった感じですかね。

(2番)

そうですね。そういう事件は、よくニュースとかでも、時として起こり得るので、「ああいう事件なのかな。」というところの印象を持って話を聞いていたというのが実態ですね。

(司会者)

ありがとうございました。

では続きまして、3番さんにお伺いいたしますけれども、3番さんの事件も事実

としては特に争いがなかったということにはなるかと思いますが、その冒頭陳述、検察官、弁護士、それぞれ最初になされた説明の段階で事件の実態、あるいは、これからの裁判で何を考えていったらいいのだろうかとか、そういったようなことについて、すっと入ってきたか、あるいはちょっと入りにくいところがあったのかとか、そういったあたり、いかがでしょうかね。

(3番)

事前の説明も、実際の言葉の説明も事件の概要も、全部分かりやすい言葉でしたし、時系列とか概要もちょっといろいろ細かいところがあって、何度か読み返すことはありますけれども、こういった事実関係の概要はきちんと理解できたつもりです。ほかの方も、ここで何か疑問に思っている様子はなかったかと思いますが。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、続きまして4番さんにまいります。4番さんの事件はとにかく件数が5件もあるという事件であったわけですが、この辺は、最初の冒頭陳述の段階の説明を聞いていて、特に分かりにくいとかというところはなかったか、あるいは、分かりやすかったという話になるのか、その辺いかがでしょうか。

(4番)

私は非常に分かりやすかったですね。検察官、弁護士、それぞれ資料を作成していただいている、非常にそれが整理されていて、それを見ながら説明を聞いていたので、なおかつ私、前、強制わいせつ致傷のそのわいせつ行為をした時にけがをさせてしまった部分の写真なんかも見る事ができたので、ある程度その致傷の程度も確認することができたってということで、私個人的には非常に分かりやすいと思いました。

(司会者)

致傷の中身を確認というのは、その最初の冒頭陳述じゃなくて、後の証拠の話ですかね。

(4番)

写真を見たのは覚えているんですけども、ある程度、話が進んでからだったかもしれないです。

(司会者)

続きまして5番さんのところですけども、これは何度も出ています、正当防衛という話が冒頭陳述の段階でも出てきていたのかなとも思いますが、この辺を聞いていて、すっと入ってきたか、あるいは、理解しにくいようなところがなかったかとか、その辺はいかがでしょうか。

(5番)

そうですね。本当に明確だったので、冒頭陳述の前の裁判長からの事前説明からして、すっと入ってきました。論点はその正当防衛かどうかというところだろうなというところだったですね。

陳述も検察官のほうの説明した後、もう弁護人のほうは即、第一声が無実ですと、これは正当防衛ですというような話が出てきたので、そこがもう本当に争点なんだなっていうことは分かりました。

そういう意味では理解しやすかったんですけども、ちょっと気になったのは、これは批判になっちゃうかもしれないかもしれませんが、検察官のプレゼンがありますと。弁護人もあるんですが、プレゼンのレベルがちょっと違うと、やっぱり聞いているほうは、それで印象が変わっちゃうんじゃないかなっていうような心配というか、気になったところもありました。というのは、検察官のほうがすごく分かりやすくきれいにまとめていて、こういうものなんだなというふうに聞いていて、その後で弁護人の資料が出てきた時に、ちょっと見劣りしちゃったんですね。そういうのはよくないんでしょうけれども、会社でもよくあるんですけども、プレゼンの仕方だけで印象って変わっちゃうので、そういったところはちょっとレベルを合わせるとかしたほうがいいのか、どうなのかっていうところもちょっと疑問はありました。

(司会者)

プレゼンのできばえの差といいますか、その辺が何か議論に影響するんじゃないかということでしょうかね。

(5番)

ええ。しちゃうんじゃないかな。

戻ってから、裁判官と裁判員の中でも、やっぱりそういう感想はありましたね、その時。

(司会者)

実際、並べて聞いたら、できのいい検察官の言うことのほうが本当っぽく聞こえたという。

(5番)

だから、そうならないようにしなきゃいけないとは思いつつも、そうなってしまうケースもあるんじゃないかなと、ちょっと。

(司会者)

5番さん自身は、そうはならないようにちゃんと自制はしたけれども、そうなっちゃえばそうなるんじゃないかという心配があったと、そういうことですかね。

(5番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、続きまして6番さんですが、6番さんの事件は、殺意の有無というのが問題となるような事件ということだったと思いますが、一番最初の冒頭陳述の段階での検察官、弁護人の説明を聞いて、殺意が問題となるということはすっと入ったか、あるいは、殺意がどんなものかというようなことについても、その最初の検察官、弁護人の説明で大体理解できたか、その辺はいかがでしょうかね。

(6番)

検察官側の説明が非常に手慣れていて、スライドなんかもすごくうまいし、後で

評議室で聞いたら、人数掛けているからって言われましたけれども、弁護人側はそういうので手間掛けられないからみたいなことを聞いて、なるほどなとは思ったんですけれども。非常に分かりやすかったですね。説明も非常にうまかったし、こちら側にも分かりやすい表現の仕方で、筋道が非常にしっかりしていましたので、非常によかったと思います。

弁護人側のほうがちょっと。内容が内容というのもあるんですけども、弁護のしようがなかったという部分もあるのかなとは思いますが、内容的にA4の紙、ちょっとメモ書き程度のやつを出されている感じで、これではちょっとなという感じはしましたけれども。

(司会者)

実際、その法廷で話している内容はいかがですか。

(6番)

弁護人側のほうは、どのぐらい裁判やっているのか分からないですけども、初めてやるような感じで、しゃべり方もたどたどしくて、ちょっと聞くに堪えなかったところもありますね。本当に弁護人として、この人やっているのかなという部分がありましたので。弁護する側としての焦点はどこなのかっていうのが、ちょっと定まっていなくていう感じがしましたね。

(司会者)

何を言いたいのかということですかね。

(6番)

例えば、メモにあるんですけども、本来真面目だったとか、性格はよかったとか、反省しているだとか、そんな内容を書いてあるので、ちょっと。最初のイメージですね。最初の印象としては、いいのかな、こんなん、という感じでした。

(司会者)

殺意がないんだというあたりについての弁護人の最初の言い分というのは。

(6番)

それは、否定はしますね。それは、はっきり否定はしています。

(司会者)

なぜ殺意がないと言えるのかというあたりについて。

(6番)

そこら辺の筋道が全然なっていないというか、全然理論的じゃないというか。

(司会者)

そこがよく分からなかったという話ですか。分かりました。

今、一通り、最初の段階の説明というところで皆さんの御意見、御感想をお伺いしたんですけれども、検察官の説明は、皆さん、大体よかったというような御感想が多いようで、弁護人のものについては一部、ちょっとというような御意見も出ていたということになりますけれども。

ほかに何か、その最初の説明のところを聞いていて、こういうところをもう少し改善したほうがいいんじゃないかとか、あるいは、ここは非常によかったとかというところで、気の付いたところがある方がおられましたら、ぜひ述べていただければと思いますが。

(6番)

これは裁判所の問題だと思うんですけれども、スライドをやる時に、パソコンの扱いが不慣れで、途中で電源が切れちゃったり、モニターに映らなくなっちゃうだとか、そこら辺でちょっと中断する場面があったんですよね。あの辺は何回もやっているはずなのに、どうしてそういうことになるのかなって、基本的な部分だと思うんですよ、プレゼンの部分では。それがなっていないなという感じはしましたね。

(司会者)

分かりました。裁判長としても耳が痛いところではあります。一応、そういうパソコンでプレゼン、パワーポイントとかでやる場合には、事前にちゃんと映るかどうか確認するようにということで、やってはいるはずなんですけれどもね。電源がなぜ切れたのかはちょっと分からないところでもありますが、私が実際に法廷をや

っていたりしても、パソコンに限らず、何か機械の不調というのはたまにはある。確かに、途中でそういうことで審理が中断したりしますと、非常に審理の妨げにはなりますので、これは裁判所としてはそんなことはあってはならないことだと思いますので、そうならないように、十分に日頃からの整備、点検に気を付けていきたいというふうには思っております。

最初の冒頭陳述のあたりについては、大体よろしいでしょうかね。

それでは、そのまま引き続いて、最初に説明がありました内容に基づいて、検察官、弁護人が証拠を出していくということで、これがまさに裁判の本体部分ということになりますけれども、証拠を取り調べるという手続になるわけです。

この証拠を見て聞いて、我々は判断しなければいけないということになりますから、その証拠を見て聞いても中身が理解できないようでは、そもそも判断のしようもないということになってしまうことになりますので、どんな証拠をどういうふう調べていくのかというのは重要なことになってきます。

実際皆さんが体験された中で、法廷で証拠書類を読み上げたり、あるいは写真とか図面を画面に映し出したりとか、さらには実際に証人の方に証言してもらったりということが行われたかと思いますが、そういう中で、実際その法廷で行われていることがずっと入って理解できたのか、あるいは何をやってるんだかよくわからないな、この人は何をしゃべってるのみたいな、あるいは何を聞いているのといったようなところがなかったのか。さらには証拠の調べ方自体として、こういうやり方ではよくわからないんじゃないかといったようなところがなかったのかと、そういったようなことについて証拠の場面について、皆さんの御意見、御感想をまたお伺いしていきたいというふうに思いますが、また順番にお伺いしていきましようかね。

まず1番さんの関係ですが、この事件については証人として被害者のお姉さんとかお友達に、被告人と被害者の従前の交際関係について聞いたということで、犯行自体については特に証人になるような人はいなかったという、被害者は亡くなってしまっていますので、被告人しかしゃべる人がいないと、そんなような事件、証拠

の状況だったかと思いますが、何か思ったところはありませんでしょうか。

(1 番)

まず証拠の提示の仕方のプレゼンのことについては、先ほどの5番さん、6番さんの御指摘と全く同じで、検察官側の説明は非常に整理もすばらしく、ビジュアル的にもよくできていて、よどみなくされていました。それに対して弁護人側のプレゼンは、やはり見劣りすると言わざるを得ない状況でした。

恐らく、犯罪が起きていることは事実で、本人も悪いことを認めている中で弁護しなくちゃならないという立場にいるわけですから、何をどうやったら弁護できるのかというところが、非常につらかった部分はあるんだろうなと理解いたします。

それにしても、資料の提示の仕方、検察官のほうはちゃんと必要な部分をきっちりとまとめて、それを「モニターを見てください」と言われたら、ぱっとそこが出てということが非常にきれいにできている。それに対して弁護人側は、本当にメモ程度のものしか見せられないとか、もしくはそれもなしで口頭だけで説明するとかという、こういったら大変申し訳ないですけども、ちょっとお粗末な感じだったということは否めなかったと思います。

一方で、非常にもう、既にこの事案についてはこういう証拠でこういうふうに結論を出すんだというところのストーリーが、ちょっと出来過ぎちゃっているという感じも印象としては感じました。先ほどの検察官の方からの御質問に多分お答えするかたちになるんじゃないかと思うんですけど、余りにも検察官側のプレゼンがきれい過ぎちゃって、必要なところに非常に集約された情報だけしか提示されないんですね。

ある場面でたまたまなんですけども、先ほどAV機器が、やはり私のときの場合も1回故障が起きて使えなくなったので、やむを得ずOHPか何かを使って手元にある資料を見せますという話になったときに、本来検察官側が切り取ってここだけというふうに見せたかった被告人の側の反省文、反省文と言ったらいいんですかね。要するに捕まった後に、被害者に対して申し訳なかったですみたいなものを書いた

文書を見せる、その中に本人が、殺意があったんだということの証拠になるんじゃないかみたいなところを切り取って見せようとしたんですね。ところがそれが切り取られずにそのままポンと見せられちゃったわけなんですよ。

それを見て、結局見ることができちゃったんでみんな見ちゃったわけなんですけど、その瞬間に、あ、このフレーズの前後にはこんな話があったんだ、こんなことを言おうとしていたんだというのがわかって、逆に裁判員としてはよかったというか、こういう前後の文脈があったんだということがわかったという話が、裁判員同士の間の立ち話の中であったんですね。

それはたまたまそういう事故があったからそういうふうに見れたんですけど、それがなかったらば、多分検察官側が切り取ったそのワンフレーズだけしか見せられなくて、ほら、これが証拠でしょうと言われてたら、裁判員としては裁判の場所で見せられたものだけを見て検討してくださいというふうに事前に言われているので、そこだけ見たらそれしかないよねということになってしまいます。

(司会者)

ありがとうございました。今の話は、検察官が示そうとしたもの以外のものも見ると、何かニュアンスが変わってくるという御趣旨ですかね。

(1番)

そうですね。ストーリーがちゃんと流れがあって、その中でこれが証拠でしょうと見せられちゃうと、確かにそこは証拠なんだけども、でも本人はそれを言うために何を考えていたのかというのは、やっぱりその前後を見ないとわからないという部分があるわけなんですよね。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは2番さん、お願いしたいと思います。2番さんの事件につきましては、責任能力の関係の証拠というのもあったのかと思うんですが、そのへんのわかりやすさと言いますか、そのへんはいかがだったでしょうか。

(2番)

そうですね。心神耗弱ということで、精神障害としての専門用語みたいなものが出てきちゃって、それ何だっけみたいなところは、確かに聞いたときはわかりづらさはあったんですけども、その後部屋に戻るじゃないですか、そのときにきちんと説明とか補足があったので、それで補完できたかなというところがあったのはよかったということ。

あとは実際に、証拠写真とかそういうのがこの場面で提示されるということはありません。そこは実際に刺し傷とかが映って僕的にはどんなものが出てしまうのかというところの心配はあったんですけども、画質を落として投影をしていただいていたので、室内と、結構血みどろになっているようなところとか、多分刺し傷で包丁でぐさっと刺されるようなところが、画質が落ちていたので、それはよかったというか。何かずっと残ってしまうようなものではなくて、自分の中ではそれは受け入れることができたので、そういった配慮はとてもよかったというふうに思っています。

ただ、そもそも僕の担当したこの事件というのは誰も訴えていないんですよ、たしか。誰かが何かを訴えたということではないような話を。

(司会者)

訴えるというのは。

(2番)

例えば、この人を刑に処してほしいみたいなことは誰も言っていなかったとされていてですね。

(司会者)

重く処罰してくださいとか。

(2番)

そうです、そうです。例えば、旦那さんも何とか刑を軽くしてほしいという話だったり、お母さんのほうも、いや何とかしてくださいみたいな。

(司会者)

この事件は幼児に対する殺人未遂という事案で、家族の、要は被告人の家族と被害者の家族がほとんど重なっているという状況なわけですかね。

(2番)

おっしゃるとおりですね。

(司会者)

特に被告人に対して重く処罰してくれと言っているような人は、周りにはいなかったということなんですかね。

(2番)

そうですね、はい。だからそういうのも見ながら、どういうふうにその量刑を決めていけばいいのかなというのは、この中では自分の中でも、その後のストーリーがちょっといったん何か分からなくなったのは事実ですね。

(司会者)

わかりました。先ほどの精神障害の関係については、これは鑑定書、そういうのも書類を取り調べたということだったようですけども、そのへんはやっぱり鑑定書を読み上げたということになるんでしょうかね。

(2番)

そうですね。いろんなところの病院には行かれていたとか、そこに行こうと思ったけど行っていなかったみたいなところは、少し曖昧なところはあったんですけども、ただそういったような鑑定結果として先ほどお伝えしたような、症状の用語とか出てきて、それを聞いたことで、ああ、そういうような状況にあったんだなということが理解できたのはよかったと思っています。

(司会者)

鑑定書としてまとめられた内容を聞いて、特にわかりにくいとかというところは。

(2番)

それはないですね。全体に自分以外にも皆さん、そこは理解できたということで。

(司会者)

それから先ほど、傷の写真を見た話もありましたけど、そのへんは2番さん自身としてはそれほどでもなかったということですか。

(2番)

自分は、ある程度想像するじゃないですか。きっとこんなのが出ちゃうのかなとか、きっと出るんだろうなと、僕の中ではその基準以下だったのでよかったんです人によって、やっぱりそこは違うかなと。

(司会者)

写真は、色調を落としたような現場の写真ということですか。

(2番)

そうですね、そうです。その現場の写真のときだったと、そういう記憶がありません。

(司会者)

確かにそのへんの感受性というのは、人によって本当にさまざまですので、ある人はよくても、ある人はだめということはあるのでね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

わかりました。

続きまして3番さんをお願いします。この事件につきましては、事実自体の争いというよりは、何でこういうことをやったのかというあたりのところのほうが主な、証拠の中でも問題となってきたのかなということで、この事件は被告人の心理分析といえますか、情状鑑定が行われたということで、そういう心理学の専門家にも被告人がどういう生育で、それがこの事件にどんな影響を及ぼしたのかといったようなことについての説明があったりした事件かと思えますけども、専門家の話とか、わかりにくくなかったとか、そのへんも含めていかがでしょうか。

(3番)

先ほどあったように罪を認めているということなので、実際にその証拠になるような防犯ビデオとか全部そういうのが丸々映っているので、そこはもう争う点ではないんですけども、一応淡々とそれは見ているという感じで、特にその長さとか、間延びしてしまうような場面はあったんですけど、そこは物的な証拠とかは特に不備とかわからないことはなかったんですけども。

被告人が被害者からどういう扱いというか、虐待されていたというようなことだったので、それに関してのお母さんとかお婆さんとかの証言を含めて、あと弁護士の方も、こんなにひどい目に遭っていたんですよというのを割と感情に訴えるような感じで、資料もほかの方がおっしゃられたようにすごく読みにくいものとかでは今回はなくて、弁護人の書類も割とわかりやすいもので書いてはいました。

ただ、その後の心理鑑定の方がいらっしゃっているいろいろスライドだったりとか、専門的な観点から被告人の心情というか、精神状態というのをお話ししたんですけども、ちょっと今話を聞いて思い出したんですけど、何かやっぱりじっくりこなかったというのが一つですね。あと、資料が手元に残るような、紙に残るようなものが一切なかったので、結局、一応被告人側の証人ということで出てきたので、多分その心理士の先生方もどっち寄りという観点が正しいかわからないんですけども、一応情状酌量みたいな観点から多分おっしゃっていたとは思いますが、余りそういった主張的なことは感じる事ができなくて。

あと、ちょっと話がかわっちゃうんですけど、弁護人と検察官のいろんな話というか質問とかの中で、検察官側の資料はすごくわかりやすかったんですけど、お二人いらっしゃって、一人の方がかなり早口で、それはアンケートにも書いたし、皆さんからも結構意見が出ていたんですけど、早口で何を言っているかわからなかったねというようなところは、ずっと初日から感じていて、ただ資料がよかったのでそれで補えたかなというところと、もう一人の方が逆にすごくわかりやすく、はっきりとした口調でお話しされたので、何か聞きたいことを聞き漏らして困ったとか、

そういうことはなかったです。

(司会者)

ありがとうございました。この事件の関係でも遺体の写真が結構、アップはなかったけど全体的に写っているみたいのがあったかとも思うんですが。

(3番)

何か散弾銃で貫通していたんですかね。血とかは多分なかったと思います。ちょっと傷が2か所というか、多分通って抜けていった傷とかですかね。カラーだったと思うんですけど、ちょっと画質があえて落としたものだったと思うので、私個人的には平気と言っては変ですけども、そんなに衝撃的なものではなかったです。

(司会者)

傷のアップの写真があったんですね。

(3番)

そうですね、傷だけ。

(司会者)

穴が空いているみたいなの。

(3番)

そうですね。

(司会者)

3番さんとしてはそれほどではなかったと。

(3番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは4番さんにお伺いしますけれども、証拠の取り調べという中で、特に4番さんの事件ですと、事件が五つあってそれぞれの関係で証拠が出ていたと思うんですけども、そのへんの証拠の調べ方などで、何かわかりにくかった点、あるいは

こういう感じでよかったとかいう点がありましたら。

(4番)

わかりにくかった点はないですね。わかりやすかったと思います。強制わいせつ致傷と聞いて、その致傷の程度というのは傷で確認できましたし、ほかのケースによっては、ほんとに死んでしまうんじゃないかというぐらい致傷させてわいせつ行為をするケースとかもあったりすることを、このわいせつ致傷でまとめてしまうのであれば、やっぱり致傷の程度というのは写真で確認したいというのがありましたし、ちょっと精神的な傷はわからないんですけども、そういった実際の傷ですね。

あとは、そのわいせつ行為をした場所の地図ですか。場所の地図が、どのぐらいから計画的にやったのか、どの地点から計画的にやったとか切り込んで、被告人は完全には覚えていなかったんですけど、そういうところまで踏み込んでやっていたので、特にわかりにくいというのはなかったですね。

(司会者)

これは証拠の調べ方としては、事件ごとに、5件の事件それぞれごとに被告人質問を最初にやって、検察官の証拠を調べて、その事件についての被告人質問をやったということを5回繰り返すみたいな感じで進んでいたようですが。

(4番)

そうです。

(司会者)

そのへんで特によかったとかいうところはありませんか。余りほかの調べ方の御経験がないのでわかりにくいかもしれませんが。仮にこれを全部まとめて検察官の証拠を先に調べて、後で被告人質問をまとめてやるとかいうのと比べたらどうとかいうところで、何か御感想はありますか。

(4番)

私個人的には、やっぱり実際やったように別々に分けてやったほうが分かりやすかったですね。

(司会者)

最初に被告人質問をやっていたみたいですけど、あれは何をやっていたんですか。

(4番)

最初に被告人質問。

(司会者)

要は被告人質問を短く裁判所からやって、その後検察官の証拠を調べて、その後  
に弁護士、検察官から被告人質問をやっているというような順番のように、審理計  
画を見るとなっているんですけど。

(4番)

最初のそれは第1日目かな。

(司会者)

各事件ごとに。

(4番)

被告人への質問ですか。

(司会者)

はい。

(4番)

これはですね、私が覚えている限り、動機だったような気がしますね。何か計画  
性があったのか、破廉恥行為をしようとしていたのかというのは、今回のケースに  
関しては、一つは強姦まで行ける状況でありながら止めて立ち去ったと。そこらへ  
んもちょっと質問がありましたね。何でやめたのかとか。

あとは、地図でいうんだったら、どのぐらいから、どの地点から計画をして、本  
当に突発的だったのか。その瞬間にそうしたいと思ってやったのか、もしくはある  
程度計画性を持って、どこで待ち伏せをやっていたのかとか、そういう目で見えな  
い証拠というか動機ですか。それを聞き出そうとしていたというのは覚えていま  
すけど。

(司会者)

そういう計画性とか動機のあたりを、最初にちょっと確認してからという。

(4番)

それが実際冒頭だったのかというのはちょっと覚えていません。ただ、その話は5件あってケースごとに出ていましたね。何で途中でやめたのかと。それが判決にどれぐらい左右するかはちょっとわかりませんが、ちょっとそのへんの動機が突発的だったのか、計画性があったのかというのが。

(司会者)

そこが結構問題となったと。

(4番)

みんなが、ちょっとどうだったのかというところだったんでしょう。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは続きまして5番さんにお伺いします。証拠を取り調べている中で、特にわかりにくい点とか、あるいは逆によくわかった点であるとかというところがありましたらということと、5番さんの事件も実は人が亡くなっている事件ですので、そのへんの遺体の状況とかの証拠の関係で何か負担になったところはなかったとか、そのへんいかがでしょうか。

(5番)

この事件のときは、殴られて打ち所が悪かった、それで死亡してしまったということで、遺体の写真というのはそんなに、ほんとに普通でしたね。ちょっと殴られたようなあざみたいなものはあったんでしょうけど、本当にあざなのか、言われればあざでしょうというようなかたちのものが写真で見たのと、あとは絵で、ここらへんであざがありますというような絵を描いて見せたというところで、そんなに悲惨なものではなかったということです。

あとは、この場合はほんとに証人の言葉が証拠というか、なので検察官も弁護人

も質問をしていたんですが、ちょっと気になったのは、検察官がてきぱきしてすごくいいんです。いいんですけど、証言台に立つ人というのは恐らくそれが人生初めてだと思うんですね。私も逆側に座っていてすごく上がっていましたが、そこに来たら多分すごく緊張しているんだろうなとは思ったんですけど、そういう相手にすごく早口でてきぱきてきぱき質問をするんですね。そこで答えられるのかなというのが、正直な感想ですね。

その言った言葉が全て証拠になっていくので、最初に裁判官が注意というか、全てなりますよみたいなことはゆっくりとは言っていましたが、気持ちを落ち着かせて、あそこでああいう言い方というか、すごい早口で、てきぱきと質問をして、ちゃんと答えられるのかなというところが、答えていましたが、すごく大変じゃなかったかなというのが感想ですね。

(司会者)

実際その方は答えてはおられたんですか。

(5番)

答えていました。何だろう、また聞くのみたいな、そうですよとかそんなようなふうにはなっていましたけど、何とか答えてはいましたけどね。

(司会者)

証人尋問は何人がされたと思いますけど、何でそんな質問をするのかとか言うことがわかりにくかったとか、そういうところがありますか。

(5番)

そうですね。特に弁護人のほうですかね、何でそんな聞き方をするんだろうとか、何でそんなことを聞いているのかなというのは確かにちょっとありました。そう感じたところはありません。

あと、すみません、さっきちょっと言うのを忘れましたが、一人目の弁護人側の証人のときに、これは私の問題かもしれませんが、どういう間柄の人なのかというのがちょっと理解できていなくて、裁判に行く前に、もうちょっとそこらへん

の説明が欲しかったかなというふうには思いました。

(司会者)

要は、こういった立場の証人かがわかっていなかったということですかね。

(5番)

はい。被告人の彼女なのか、ただ単に通行人なのか、ちょっとそこが理解できていなくて臨んでしまったというのは、私の反省していたところですけど。

(司会者)

その証言の中でも出てこなかった。

(5番)

聞いていればそうかなというのと、戻ってからもう一回質問して、あ、そうだったんですねという感じで終わってしまったので、ちょっとそれはまずかったんですけど。どういう立場の人で、どういう関係で呼んでいますというようなところが、もうちょっと理解できていればよかったと思いました。

(司会者)

それは裁判所の説明の問題か、あるいは最初の質問をするときにどんな人かきちんと言ってもらったほうがよかったというか、質問の仕方の問題か、両方あるかもしれませんけどもね。なるほど、ありがとうございました。

それでは6番さん、お願いいたします。証拠の取り調べの話になりますけれども、特に6番さんの事件の場合ですと、法医学者、お医者さんが出てきていろいろ傷の説明をしたりしたことがあったようですが、そのへんも含めて、専門家の話、あるいは証言でわかりにくい点がなかったかとか、ほかの点も含めてお願いできたらと思います。

(6番)

法医学者の方はもう裁判に慣れていまして、もうこういった素人に対してもどういった言葉を使えばわかりやすいかというのを、それこそスライドで、ここの部分はこういう呼び方をしますだとかわかりやすいスライドを使ってくれまして、ナイ

フが腎臓まで達して、ここまで行くには相当な力がないと、今までの経験上ここまで深く刺さることはないですということで、立場が立場の人ですから、誰も何も言えない状態ですから、そうなんだなとかたちで皆さん納得してましたし、私も納得できました。

どういう角度で刺さったとか、そこまでのことには触れないんですね。もう刺さってこれが死に至ってもおかしくないという状況ですということだったのです。私は質問で、ほかの傷はどうだったんですかと言ったら、それは検察官側から何も要請が来ていないから、調べていませんから答えられませんということで、私としてはほかの傷についても、どういう切り口でどういう角度で切られたとか、何センチぐらいの深さだったんだとかいうところが本当は知りたかったんですね。そういう意味では、せっかく病院で切り傷のところを検査しているんだから、ほかの傷はどうしてやっていなかったんだらうという疑問はちょっとありました。

それと、そのとき使われていたペティナイフも、その時点で実物が回ってきたんですけれども、その時点では殺意があったかどうかという焦点の話ではなかったのです。このナイフが使われましたという証拠だったんですね。その後、じゃあ本当にこの人は殺意を持っていたのかについての議論のときにそのナイフは手元になくて、実はこのナイフを持って殺しに行こうとしたんだという、そこで証拠がまた出てくれば、ちょっと見方が変わったんですけれども。

実は一番最初の時点でその証拠物件を見て、その後全然、あとは写真でしか見ないものですから、刃渡り10センチというのが、実際もう記憶から10センチのイメージが飛んでいて、実はもう自分の家に帰ってペティナイフをこうやって見て、刃渡りが確かに10センチぐらいあるんですが、これを持って人を殺そうと思うかなというのを、後で自分で確認したんですけれども。そういうことをしない裁判員の方はどう思ったのかなというのは、ちょっとありますね。

(司会者)

ペティナイフ自体は、裁判所の手元にはなかったんですか。

(6番)

裁判所にありました、一番最初に。その後の評議のときとかは現物は回ってこなかったんですね。

(司会者)

特に見てみたいとかいう話もなかったですか。

(6番)

写真とかも、要するにピックアップした写真だけで、裁判官の方に聞いたら、もう何百枚と撮っている中で検察官が選んだ写真なんですと。これはもうポイントとなる写真だから、これさえ見ておけば、検察官からしたらいいだろうということで出してきた証拠ですという説明があったので、そういうものなのかなとかたちで思っていたんですけれども。

実はこの事件というのは証人が誰もいないから、お互い二人だけの切った、切られたの世界で、廊下の壁に血が飛んで付いていたりとか、机の上にも血が、あるいはじゅうたんが血の海になっていたりという写真はあるんですけども、どのように動き回ったかというのが二人とも覚えていなくて、切られたほうも実は致命傷のところはそんなに切られた当時は、これが致命傷だという意識がなくて、腕からどんどん血が流れていて死ぬかと思ったという証言をしているぐらいなんで、そういう中で、証拠をもうちょっと多く出してくれたほうがわかりやすかったかなというのはありますね。

(司会者)

ありがとうございました。

一応証拠の取り調べの関係について、ひととおり皆さんからお伺いいたしましたけれども、この段階で証拠の関係ですので、検察官、弁護士の皆様に御意見、御感想をいただけましたらと思いますが。亀掛川検察官、いかがですか。

(検察官)

非常に裁判の様子、やっぱりよく証拠を一生懸命見られていたんだなというあた

りを感じという言い方も変かもしれませんが、感銘を受けました。

皆さんのお話を聞いていると、幸い検察官の印象は全体としては資料等もよくできているし、プレゼンもいいんじゃないかと評価していただいて非常にありがたかったんですけど、ただ、幾つか尋問のとき等、やっぱり早口だったり、何を言っているかわからないというような御指摘も受けたので、それは私ではないですけど、私自身もそういうことがないようにちょっと注意したいなというふうに思いました。

それとあと、傷のけがの写真等が、これは本当に前から悩ましいところでして、検察官としては被害者の方、御遺族の場合もありますけど、そういった方の御希望を考えると、なるべくやっぱりありのままをきちんと見ていただいて裁判員の方に判断をしていただきたいというふうに思う反面、裁判所のほうから、やはりそういうものはなるべく控えてもらいたいという要請が出るのもむべないのかなというふうな気もいたします。

そういったあたりをどう今後バランスを取っていくのかというあたりが、一つの課題かなというふうに聞いていて思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

伊東弁護士、いかがでしょうか。

(弁護士)

お話を順番に聞かせていただいて、僕もけがの見せ方というところにはすごく興味を持って今、話を伺わせていただいている、私も弁護人の立場ではありますけれども、どちらかという当事者なので証拠はそのものを見ていただきたいな、法廷に提出したいなというふうに逆に。弁護人は結構そのへんは意見が分かれるところではあるんですけども、どちらかという僕もありのままを見せるのが裁判ではないかという考えもあるんですが、ただ他方で、いろいろ悩ましい問題の中で裁判が推移しているんだなというのも理解できました。

(司会者)

ありがとうございました。

横井裁判官，いかがですか。

(裁判官)

先ほど皆さんがおっしゃっていた法廷でわからなくても，持ち帰って裁判官に聞いたら理解できたというようなことをいろいろおっしゃっていたかと思うんですけども，裁判官に割と意見は言いやすい状態だったということでもよろしいですかね。こちらのほうで，もっと工夫したほうが良いというふうに思われることがあれば，御意見いただければと思うんですけども，何かございますか。

(司会者)

じゃあ，ちょっとそのへんも含めて，今，証拠の取り調べの話まではしてきましたけども，じゃあその後，調べた証拠を踏まえて最終的には話し合っただけで結論を出していくということになるわけですけども，そういった中で，問題点についてきちんと判断していく，あるいは議論をしていくと。その時点で想定とされたことに関していろいろ考えたり，意見を述べたり，判断していったりしていく上で，何か支障となるようなところがなかったのか。これは証拠がちゃんと十分あったのかどうかということも含めて，そういう評議とか，あるいは結論を決める中で皆さん困ったりしたこと，あるいはちょっとここを何とかしてもらいたいなといったようなことがありましたら，また順番にお伺いしていきたいというふうに思います。

1番さんの事件というのは，一番問題となったのは刑を決める上で計画的殺人かどうかといったようなところで，何か一見計画できそうな証拠もいろいろあったりした中でそれをどう評価するかとか，あるいはそれを踏まえてどう刑を決めていくのかと，こういったようなところが問題になったかと思いますが，話し合いの中で特に，ちょっとここを何とかしてほしいというところがありましたら，出していただければと思いますが。

(1番)

率直に言って，最後の評議の段階では，特に改善として提案したい点はありません

ん。先ほどほかの方では証拠が見られなかったというお話があったんですけども、私の場合は一緒に同席していただいた裁判官の方から、実際の裁判のときに見ていた証拠品とか、そのときに出てきたいろんな書類とか、見たいですと言ったらちゃんと見せていただけたので、さっき見たものをもう一回見返す機会もありましたし、それからあと計画性と殺意が主に評議のときの大きいテーマだったと覚えているんですけども、そのへんについてもしつこいぐらいに時間を費やして、本当に計画性はあったのかなかったのか、殺意はあったのかなかったのかということ議論をし尽くしたと思っています。ですから、その点に関しては納得しています。

最後に判決文を考えるときにも、1フレーズ1フレーズ読み合わせしながら、この表現はこれでいいのかというふうに裁判長のほうからもみんなに質問、問いただしていただいて、みんなからもし意見があれば、そこに自分の意見を言った人もいますし、そういう意味ではよかったんじゃないかなと思います。

ただ一つだけ、これは本件とは関係ないんですけども、本件の中で家族が犯人が今後更生することを考えて、家族がその本人の更生を望んでいるということだったと思うんですけども、そういうふうなことで、そういう点もくむべきだったということだったと思うんですけど、実はこの事件の中で、これは非常に現代の社会的な問題だと思うんですけども、犯人が家に帰ってきたときに御両親が家にいたにもかかわらず、その両親と本人との間というのは、あれはたしかLINEだと思いますけど、要するに本人が帰ってきたにもかかわらず、両親は本人と顔も合わせないで家の中でLINEでやり合っているんですね。それがまさに現代社会の家族のかたちの一つなのかなと。

実際にその家族では、家の中にいながらお互いの意思疎通はLINEでやっていたという現状だったんですね。そういう状況にあってなお、家族が本人に対して更生を望んでいるということが、従来の両親がいて両親が子どもを今後も見守るからという話と同一に考えられるのかなという疑問が最後に僕は残りました。

だからそこは、従来の家族というものの価値観というのがちょっと変わってき

やっているんじゃないかという印象ですね。そういう点も含めて今後の更生とか、もしくは家族が本当に本人の将来を見守ることができるのかというところを、やはり少し考えていかなくちゃならないのが、今後の新しい家族像なのかなという、これは印象ですけれども思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

2番さん、お願いいたします。これは先ほどから繰り返しますように、精神障害であるとか、心神耗弱であるとかいろんな話についても一応評議の中で出てきたかと思いますが、そのへんも含めまして、話の中で不十分な点であるとか、あるいはそもそも証拠が足りないよとか、そういうことも含めてありましたらお願いします。

(2番)

証拠などは十分ですし、議論はし尽くせたのかなという中で、最後はじゃあ、殺人未遂、ただし心神耗弱の状態にあったというものが、例えば過去の判例においてどのぐらいの量刑が必要なのか、どのような量刑で今まで決まってきたのかみたいなことは幾つも例を見せてもらったんですよ。

僕もその判断をするときに、じゃあ、例えば5年なのか、3年なのか、10年なのか、20年なのかというのは全くちょっと見当がつかなかったもので、最終的には懲役5年で執行猶予みたいなのところだったのかなというふうには思うんですけども。

(司会者)

懲役3年ですね。

(2番)

3年でしたっけ。失礼しました。3年ですね。そういうところの部分では、そこを決める一つの尺度として、いろいろな過去の判例を出していただいたのは助かったというのが全体の印象でした。

裁判長もほかの裁判官の方も、意見を遠慮なく我々が言えるような環境をつくっ

てくれたというところが、すごく印象としては最後まで残っているので、その部分は感謝をしています。なので、きちっとした議論を尽くした上で量刑を決められたのかなと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは3番さんお願いします。これは若干じくじたるものが残ったというような御感想も最初はありましたけど、話し合いの場において、ちょっとこういう点を改善してもらいたいところがありましたら、全体の御感想でも構いませんが。

(3番)

物的な証拠はきちんと残っていたんですが、その証人のところでやっぱり被告人の内妻が全然出てこないというところで、出てこない事情も何となく、深い事情があるらしいことは聞いていたんですけども、そのあたりも全然裁判中も言及されなかったところが、最後までやっぱり腑に落ちないなという印象があります。

もちろんやったことはもうはっきりわかるし、計画性もあるし、完全犯罪をもくろんでいるというところで、検察官はとにかくその部分を前面に出してきたというところで。ただ一方では弁護人はそういうやむを得ない事情があったんだと。お母さんも被害者だし、本人も被害者だったというそういったところのやりとりで。

ただ、本人が本当に一人で殺そうと決意して準備をしたのかというところでは、出てこなかった人、内妻の存在がかなりあったんじゃないかと。なかなか全体的に話題に出てこないの、何か触れちゃいけないのかなというふうなところで、私たちもそれ以上は追及せずに、今ある状況とか証拠とかを踏まえて量刑を決めていく、というような感じでお話はしていました。

やっぱり、結局殺人はもちろんいけないことだけど、それを選択せざるを得なかった事情というところで、どっちも言っていることは多分間違っていないし、その中でどういうふうに判断しなきゃいけないのかという意味では、すごく重いものを私たちは課せられたというか、しなきゃいけないんだなというふうには思いながら

進めていました。

やっぱりその10年とか15年とか20年とかというところは、本当にその5年の違いは何かというところはもちろんわからなくて、判例も参考にしました。

裁判員制度の全体的な話にもなるんですけども、最初この事件を担当というか、かかわることになったというのがわかったときに、有罪か無罪かを定める裁判とか、死刑かそうじゃないかというところの裁判だと、本当に自分がどうなっていたかなというのはすごく後々になって感じるころはあります。

ただ、本当に素人がそんな重大な人の人生を決めるようなところに関わっていいんだらうかと思う反面、とは言っても、素人だからというか、そういう感じでプロの方がいるから何か全然間違った方向とか変なところに行っちゃわないように、きっとフォローはしてくれるだろうという、そういった安心かもあったので、裁判員をやることができたのかなとは思いますが。ちょっと話がそれちゃいましたけども。

(司会者)

ありがとうございました。裁判というものが、出ている証拠だけに基づいて判断しなければいけないというあたりが、若干物足りなさが残ったという感じでしょうかね。

(3番)

はい。

(司会者)

続きまして4番さん、お願いしますけれども、最終的な証拠の評価であるとか、あるいは話し合いであるとか、そのへんのあたりについて、御感想、御意見ありましたら。

(4番)

この裁判は全部で五日間あって、四日目にそれまでの情報に基づいて評議をして量刑を決めるという流れだったんです。量刑を決めるときに、まず最初みんなで話し合っ、じゃあ皆さん最後に具体的な量刑を決めたいのでポイントを整理しまし

ようと裁判官の方にリードしていただきました。

最終的に量刑で懲役何年と書くときに、皆さん一般市民の目に戻ってしまって、犯罪者が悪いに決まっているんじゃないかというところに戻りがちだったんですね。それは当然なんですよ。やっぱり全てのケースを見ているわけではないですし、裁判官の方からすると、ひどいケースは非常にもっとあるという話を聞きましたので、一般の方が参加するとそれは当然なんですけども、そこを、出ている情報に基づいて客観的に判断しなければいけないのであれば、感情的になっていいのであれば別ですよ。私はそれでいいとは思わないんですけども、もし感情的にならないで公平を保ってください、後は客観的な判断をしてくださいということであれば、やはり最後の最後で、一般市民のところは離れて皆さん決めてくださいねと念を押しておいたほうが、裁判官とずれがない結果には行くんじゃないかなとは思いました。

(司会者)

わかりました。貴重な示唆をありがとうございました。やっぱり刑を決めるためには、それなりの刑法的な考え方にのっとっていろいろな事情を整理して皆さんの意見を集約していくと、そういう作業が行われて最終的な刑という話になりますので、その連続性がないと今の議論は何だったんだみたいな感じにはなってしまうと思いますので、そのへんは何らかの注意喚起といいますか、そういうのが必要なのかもしれないですね。ありがとうございました。

続きまして、5番さんお願いしますが、最終的な証拠を当事者が踏まえた上での話し合い、あるいは双方の評価であるとか、そういったようなことについて、特に正当防衛の話でいろいろ難しい問題があったのかなと思いますが、何か御感想がありましたら。

(5番)

もう結論は有罪だというのはわかっていたというか、皆さん共通で思っていて、冒頭でも申し上げましたけれども、やはり一番悩んだのは刑の重さですね。そこを決めるときにすごく私自身も悩みました。すごく悩んだんですが、評議時間が少な

かったというのは、最後はちょっと物足りなかったというふうに思いました。

ただ、その中でもいろいろ判例を出していただいて、7件か8件ぐらいあったんですけど、それを参考にとということで最後は決めていったわけなんですけど、その判例をもうちょっと見たいねといったときに、ちょっとこれ以上見てもというような意見というか、指摘が裁判長からもあって見なかったんですけど、すごく難しかったです。

やっぱり我々みたいな裁判員がそこまで決めていいのかなというふうにも思いながら決めたというのは覚えていますね。

(司会者)

御苦労さまでした。

それでは最後になりますが、6番さんお願いしますけれども、最終的な評議の場における御意見、御感想ということで、特に殺意の問題というのが一つあったかと思えますけれども、6番さん、いかがでしょうか。

(6番)

やっぱり振り返るのに、あのときあの人は何て言っていたっけというのは、皆さん思い返したときに、本当に言ったことが思い出せないの、録音テープから何か反訳といえますか、文字ベースにするやつを出していただいて、それを見ながらみんなで討議しながらやっていたんですけど、漢字変換がとんでもない漢字になっていたりするので、すごく見づらかったですね。

それをまた短時間で、次のあれはどうだったっけとって、裁判官の方はもうぱっぱとわかるわけですね、違う漢字が出ていても。こっちはそれを理解するのに相当大変だなと思って、その判断が時間的にちょっと苦しかったというのと、あと過去の判例によって、大体この線だねみたいなヒストグラムというんですかね、中心線はこのへんだねみたいな、ああいうやり方もちょっとびっくりしたなというところがありました。

個別の深い部分といえますか、データベースのほうは裁判所のほうがものすごく

持っているから、検察官側のデータベースと違うよということもちょっと聞いたんですけども、それを言われると、なおさら、ええという感じになりまして、そういったものをベースに、全く同じ事件とか犯罪というのは多分ないだろうなど。裏側にドロドロしたものがいっぱいあるんだろうから、そこそ我々が感情的な、どうい判決したらいいんだろうかというところで意見を言っているわけですけども、そういう意味では言いたいことは全て言ったんですけども、結局結果は普通の結果なんだなというところで。

検察官の求刑の部分と実際の判決で、じゃあここがこう違ったからこうなったんだよという説明がやっぱり最終的には知りたいなというのはありますね。

(司会者)

ありがとうございました。

ひとつおとり手続の流れに従って、場面ごとの皆さんの御意見、御感想をお伺いしたということになります。

大体こちらで用意したところについてはお伺いしたんですが、今まで聞かれた範囲で、これを言っていないとか、これを言い残したとかいう方がございましたら出していただければと思いますが。何かございましょうか。

(3番)

すごいきららないことなのかもしれないんですけど、裁判員制度はもともと本人確認がないなというふうには思っていて、本当に例えば、私のところに一応名前で手紙が来ますけども、それを持って代わりの人が行っても多分わからないというところが、ちょっと何でだろうなというふうに、別にだめとかいいとかではなくて、それはちょっと疑問だったんですね。

多分そのあたりも、別に答えを知りたいとかではないんですけども、ちょっと単純に不思議だねというふうにはちょっと思っていて、やっぱりもともと多分、個人の私が参加するというよりも、とにかく一般市民の感覚というか、参加するということが意義があってこの裁判員制度が始まったのかなというふうに解釈したので、

自分なりにはこれはそういった意味で、無作為に選んだ6人が集まればいいのか、そういうものなのかなという。機会があれば聞いてみたいなと思って。

(司会者)

まさに無作為に選んだ市民に集まっていたいて裁判をやるという意味なんですけれども、ただ、一度選ばれた人についてはその人じゃないと、それはほかの人が来ていいという話にはならないですね。

本人の確認の仕方というのはいろいろやり方があろうかと思いますが、今のところ裁判所の基本的な考え方としては、こちらから来てくださいという案内を送ってそれを持ってきた人であればそれが本人なんだろうという、要はそのうちにしか行きませんので、そういう理解でいると。わざわざほかの人が裁判員裁判をやりたくて来ることもないであろうと、そのような理解の下に進められているということになります。

今のところそれで他人が入れ替わっちゃったみたいな話というのは、特には聞こえてきてはいないようですし、そういうことで進められているのかなと思いますので、別にほかの人でもいいという趣旨ではありません。裁判所では、それなりに確認はしているというように御理解いただければと思いますけど。

ですから、そういう通知を持ってきていない方については、免許証であるとかそういうもので確認していることにはなるんですが、その通知書が身分証代わりという、そういう理解ということでもあります。

皆様の貴重な御意見、御感想につきましては今後の制度の発展に役立てていきたいと思っておりますし、さらには市民の皆さんにもこれを知っていただきたいというふうに思っております。

最後に検察官、弁護士の皆さんから何かありましたら、お願いしたいと思いますけど。

(検察官)

本日は皆さんの非常に貴重な御意見を伺いまして、今後の参考にさせていただきます

たいと思います。どうもありがとうございました。

(司会者)

伊東弁護士，いかがですか。

(弁護士)

大分今日も弁護士のプレゼン能力の低さをいろいろ指摘されて，毎回出るところなんですけど。一つだけ，当然理由は圧倒的に経験事件数の差と，あと専門性の問題なので，そのへんを語らせると時間をさらにオーバーするのでやめます。

一言だけ，最後言わせていただけると，僕らはあくまでも被告人の弁護人であるという立場をどうしても維持しなければいけないというところがありまして，特に裁判員裁判を経験して思うところは，裁判員に向けて弁護活動をするというところも確かになければいけないのかもしれないけれども，僕らはあくまでも被告人の弁護人ですので，被告人の主張を外れたところで弁護活動をするわけにはいかないといいるところがあります。

そういう意味では，被告人と共感できない，イコール弁護人の主張はよくわからないというところに，ある種結びつかざるを得ないというところはあるのかなというふうに思いながら，日々悩みながら仕事をしております。

どうぞ今後とも，弁護活動に御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

(司会者)

最後に横井裁判官。

(裁判官)

今日は皆さん，どうもありがとうございました。こちらとしても裁判所として今後改善していかないといけないなという点，皆さんの話を伺って色々見つけたので，今後参考にさせていただきますして，よりよい裁判，よりよい評議ができますよう努力させていただきます。

(司会)

本当に本日はお忙しい中，わざわざ御意見を寄せていただくために裁判所に来ていただきましてありがとうございました。今後とも，また何かありましたら御意見などお伺いできればと思いますので，よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

以 上